**身体障害者手帳取得をお考えの皆様へ**

身体障害者手帳は、申請に基づいて、身体に定められた程度（身体障害者障害程度等級表を参照）以上の永続する障害がある人に岡山県知事が交付します。

|  |
| --- |
| ○手続きの流れ  　１指定医師に該当の有無について**相談、診断**を受けてください。  　　　※かかりつけの医師が指定医師かどうかは福祉課へ問い合わせください。    　２「該当する」場合のみ、診断書の作成を依頼してください。  　　　（肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複しない場合は、認定されません）  　　　診断書料金の負担が発生します。（料金は病院によって異なります）    　３必要書類を揃えて**申請**窓口で手続きをしてください。  ●必要書類  　　（１）交付申請書  　　※平成２８年１月から個人番号（マイナンバー）の確認が出来るもの、本人確認が出来るものが必要です。  　　（２）指定医師の診断書・意見書（作成後３ヶ月以内のもの） 　　（３）申請者の顔写真　（スナップの切抜可）  たて４ｃｍ  　　　　　　※裏面に氏名を記入してください。 　　　　　　※たて４ｃｍ×よこ３ｃｍ（免許証サイズ不可）  　　　　　　※１年以内に撮影したもの  　　　　　　※顔全体が写っているもの（切れている写真は不可）  　　　　　　※帽子・サングラスなどの着用不可  よこ３ｃｍ  　　　　　　※他の方が写っている写真不可  　　　　　　※パソコン等インクジェットプリンターで印刷した紙は破けますので受付出来ません。  　　　（４）申請者の印鑑      　４岡山県で**審査**をします。  　　　　決定後、瀬戸内市へ手帳が届き次第、申請者へ電話連絡をしますので、  　　　　福祉課窓口（ゆめトピア長船内）で手帳の**交付**を受けてください。  　　　　受け取りには申請者の印鑑が必要です。（手帳発行までの目安：１ヶ月程度　※**注**）  　　　　福祉課窓口（ゆめトピア長船内）で受け取りが難しい場合は、郵送にて交付します。  【留意事項】  **診断書の内容によっては、認定されないことや級が下がることもあります。ご承知おきください。**  **※注**　診断書の内容によっては専門医による審査があるため、申請から３ヶ月以上かかる場合があります。 |

|  |
| --- |
| ○福祉課 障害福祉係（ゆめトピア長船内）  ○市民課　市民係  ○牛窓支所  ○裳掛出張所 |

|  |
| --- |
| 〒701-4264  瀬戸内市長船町土師277-4  福祉課　障害福祉係  　ＴＥＬ　０８６９-２６-５９４３  ＦＡＸ　０８６９-２６-８００２ |

■申請窓口■　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　■問い合わせ先■